

景観配慮事項説明書〔基本届出区域：一般区域（建築物）〕

項 目	基 準	自己 評価	配慮事項記入欄
材 料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		
	・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。		
色 彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度 6 以下（日本産業規格 Z8721 に定める彩度。以下この項目において同じ。）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）		
	・彩度 6 を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の 5 分の 1 未満とする。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。		
	【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。 ・主要な視点場からの大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。		
屋外階段	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		
	・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。		
	・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。		
付属施設	・駐車場（サービスマード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。		
	・建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		

項 目	基 準	自己 評価	配慮事項記入欄
付属施設	【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし建物中高層部への設置を避けるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。		
植 栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。		
	【上町台地景観配慮ゾーン】 ・地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。		
	【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城公園の緑と調和するよう、樹種も考慮し緑化に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣への眺望を遮蔽しないような配置計画に努める。		
塀 ・ 柵	・主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		
	・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。		
	・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。		
	・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		
	【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。		

景観配慮事項説明書〔基本届出区域：一般区域（建築物）〕

項 目	基 準	自 己 評 価	配慮事項記入欄
夜間景観	【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。		
	【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。		
	【河川景観配慮ゾーン】 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。		

【自己評価】	◎：十分配慮した	○：配慮した	－：非該当
--------	----------	--------	-------